

令和元年度 帯広市文化財審議委員会 議事概要

日時 令和元年8月6日(火) 13時40分～15時00分  
場所 市役所10階 第2会議室  
出席者 安藤委員、小野寺委員、後藤委員、近藤委員、齊藤委員、高玉委員、  
福田委員、船戸委員、宮島委員 9名  
欠席者 千葉委員  
事務局 草森生涯学習部長、森川企画調整監、渡邊文化課長、山原百年記念館長  
杵淵係長、森主任補、橋場係員

【内容】

1 開 会

2 議 題

(1) 正副会長の選出について

- ・ 帯広市文化財保護条例第4条第5項の規定に基づき、委員の互選により、安藤委員を会長、齊藤委員を副会長に選出。
- ・ 安藤会長が議長となり、以後の審議を進めた。

(2) 平成30年度 帯広市文化財保護関係事業実施状況について

【説明】

①文化財調査・保存事業、②文化財活用事業、③アイヌ伝統文化保存・伝承事業について事務局より説明

【質疑応答】

(委員)

- ・ アイヌ文化の普及・啓発事業について、9月22日に行われた講座「『アイヌ語で自然かんさつ図鑑』のひみつ」は学芸員が平成29年の刊行物のひみつを解説するということがあったが、すでに刊行している図鑑にひみつがあるというのはどうか。

(事務局)

- ・ 図鑑を作る過程でのちょっとした話が聞けるという講座と理解をしていただければと思う。

(委員)

- ・ 講座で図鑑の使い方を説明するということがあれば良いのでは。

(3) 令和元年度 帯広市文化財保護関係事業実施予定について

【説明】

①文化財調査・保存事業、②文化財活用事業、③アイヌ伝統文化保存・伝承事業について事務局より説明

【質疑応答】

(委員)

・国指定重要文化財である旧双葉幼稚園園舎の維持・運営のサポートについて、どのように考えているのか。

(事務局)

・重要文化財である同園舎や、園舎の管理・運営を行っている NPO 法人「双葉の露」の周知については市の広報紙、行事等で周知していく予定である。また、文化財の保護・活用に関する補助事業等の情報提供を所有者などに行い、修繕等の計画についても相談があった場合、建築を専門に扱う部署等と連携を図り、助言を行っていく。今後の活用について管理者側で議論を行っていると聞いているが、その方向性が決まっていく中で最低限必要な修繕等について、所有者・管理者と協議を行い検討していく。

(委員)

・今は補助金の交付は行っていないのか。

(事務局)

・帯広市の補助金は市指定文化財を対象にしたものである。

(委員)

・園舎については、近いうちに1,000万単位の費用が必要になると新聞等で取りあげられているが、それについて、どのように考えているのか。

(事務局)

・市が公費で双葉幼稚園に補助等を行うということになれば、他の私有文化財がある中で双葉幼稚園のみに公費を使うということに対しての市民の理解が必要。市指定以外の文化財に対しすぐ補助を行うことは難しい。耐震化をはかっていくことになれば、1,000万単位の費用も想定される。それ以前の軽微な修繕等に関しては市民理解を得ながら、側面的な支援を行っていきたい。

・重要文化財に指定される段階から、所有者、管理を行っている方々と情報を共有しており、市の状況についても理解いただいている。現行の国・道の補助金をどのように活用していくか、市も一緒になって検討を行っている状況である。

(委員)

・園舎の所有者である、宗教法人日本聖公会北海道教区が今後園舎をどうしていくか意向を示すことが重要だが、それが見えないため何も動けていない状況。所有者が「双葉の露」に管理を任せた経緯などさまざまな事情があると思うが、建築関係者等の周囲も案を出し合い検討を行っていければ良いのでは。

(事務局)

・重要文化財に指定されたことでこれからどう保存・活用していくかという道筋をつけるスタートラインに立てたというところで、広がりを持ちながら進めていければと思っている。

(委員)

・重要文化財指定にむけての申請は所有者が行っているのか。

(事務局)

・申請は所有者が行うが、市も意見具申や国と所有者との取次ぎを行っている。

(委員)

・幼稚園の園舎として活用していきたいという方もいたが、なかなかうまく進んでいかなかったと聞いている。

(事務局)

・昨年度からコンサート利用等の要望に応じて園舎を貸出すなどの利活用を行っており、その利用料金を管理費に充てたりということも行っていると伺っている。

(委員)

・園舎の中のトイレは園児用のものがほとんどであり、職員用のトイレが少ないため、利活用するにも大人用のトイレへの改修が必要である。市内のある歴史的建造物で、今後の利活用を視野にトイレを作ったが、それが活かし切れていないという現状があるなど、あらたな課題も次々浮上するため、利活用を行うことはどの建築物でも難しい。

#### (4) その他

##### 【説明】

①市指定文化財の洗い出しについて、②文化財リーフレット作成に向けた意見聴取について、③その他

## 【質疑応答】

(委員)

・市指定文化財の洗い出しに関して、例えば国の登録有形文化財では、建築物は建築されて50年以上経過しているものが登録対象となるため、個人情報の保護の観点から情報収集は難しいと思うが、築50年経過している建築物や明治・大正・昭和それぞれの時代に建てられた建築物が何件かという情報が得られれば登録への足がかりになるのでは。

・子供たちに文化財等の絵を描いてもらい、その表彰等を行うことで子供の保護者の方に市の文化財を知ってもらう機会をつくる。また、学校の先生への周知を行ったり、他部署と連携して文化財を知ってもらえるような取り組みを行っていくと良いのでは。

・市の広報紙とフリーペーパーを活用して、文化財の紹介を行ったうえで史跡ツアーなどのイベントを行えば、もっと市民へ周知することができ、参加しやすくなるのでは。

・文化財リーフレット作成について、以前発行していた「帯広市 史跡・石碑・古建築ガイドマップ」を活用し、双葉幼稚園園舎の重要文化財指定や宮本商産旧本社ビルの有形文化財への登録、史跡等が見学可能な場所かどうかなどの新たな追記を行い、作成してはどうか。

・観光課で作成している「帯広市観光ガイドマップ」に文化財に関する情報を更に掲載してもらおう等、他分野と連携していけば、もっと違う用途も見えてくるのでは。

(委員)

・以前作成していたパンフレットを復刻させるのは難しいのか。

(事務局)

・「帯広市 史跡・石碑・古建築ガイドマップ」は平成14年に作成しており、その著作権は委託事業者にあるため、そのまま活用するのが難しく、市ホームページへの掲載ができない状態である。写真等の素材はあるので、それを活かしながら委員の皆さんに意見をいただき、作成していきたい。また、経費を抑えての作成になるので、市職員が作業し、編集したものを市内印刷するとともに、データを市ホームページに掲載していくことになる。

(委員)

・20年以上前に作成した「地域資源マップ」のデータを持っている。提供可能なので、今あるものを利用して作成していただければ良いのでは。また、表紙の作成を専門学校などの学生さんにコンペを依頼する等、経費をかけない方法を考えていくと良いのでは。

・文化財のホームページについて、検索をして文化財のページまでたどり着くのに時間がかかると年配の方は見ない。検索したらすぐに出てくるようなページ構成など、年配の方の発想も含めて見直していただければと思う。

(委員)

・これまでの市指定文化財の洗い出しで委員や市民から候補が挙げられにくいのは、何をもって文化財なのか、など文化財の考えが分かりにくいいため。事務局で文化財についての基本的な考えを示し、それについて議論を行っていくと良いのでは。

(委員)

・市の文化財保護条例にどのようなものが文化財に指定されるのか詳しく記載されていない。また、第2条の文化財の定義の中に「民俗資料」の記載があるが、国の文化財保護法では、昭和50年の改正で「民俗資料」から「民俗文化財」になっている。

(事務局)

・ご指摘いただいた箇所の文言の確認を行う。また、市指定の文化財に関して、帯広市ならではの視点・特色など市民と共有していくものについて検討していく。

(委員)

・文言の誤りは修正し、市指定文化財の定義の明確化は細則等別な表現で記載した方がわかりやすいのでは。

(委員)

・依田勉三の日記等を国の文化財に指定する申請をするには、所有者の許可が必要なのか。

(事務局)

・重要文化財は一般的に地域から申請するものではなく、あくまでも国が指定するものであり、その前提として、自治体を經由して所有者が指定に同意しているか等、指定を受けられる体制ができているかどうか調査される。

(委員)

・建造物であれば、建築学会が文化庁の目に留まるような活動を日頃から行っているが、美術工芸品等についてもそういうことは可能なのか。

(事務局)

・美術工芸品等についても有識者等がそのものの学術的意義、地域の歴史的意義の周知を行い、それが文化庁に理解されれば、文化財への指定や登録につながりやすい。地域の歴史と向き合い、考え方がまとまっていれば指定や登録へ動ける。

(委員)

・依田勉三の日記は公開しているのか。

(事務局)

・百年記念館で申請をしていただければ、閲覧可能。コピーも図書館や記念館で保管しているため閲覧できる。

(事務局)

- ・文化財候補の洗い出しについて、さまざまな意見をいただいたので事務局で更に検討していくが、今まで審議委員や市民の方に文化財の候補についてアンケート等を行ってきた中でなかなか情報が出てこなかった経緯があり、情報の収集の仕方に課題があったかもしれない。文化財の基準についての話をいただいたが、あまり細かく作ると幅を狭めてしまう。国には、その地域や北海道、国、海外への影響等、漠然とした基準しかない。これまで指定されたものも見比べながら、地域の歴史や自然、産業などを体現する文化財に相当するものかどうか判断を行っていくのが現実的であり、細かい基準を決めるのは難しい。
- ・他部、他課との連携については、検討していく。

(委員)

- ・広く市指定文化財の候補を募るのであれば、それぞれの分野の例を示すと候補を挙げやすいのではないかと。
- ・それぞれの分野の専門の方に候補を挙げてもらう方が良いのではないかと。

(事務局)

- ・事務局の方で検討を行い、その都度委員の皆さんに照会させていただき、整理を行っていきたい。

### 3 閉会